

[事案 2024-201] 給付金等支払請求

・令和7年2月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月下旬に、募集人に紹介されたクリニックで内視鏡的大腸ポリープ粘膜切除術（日帰り手術）を受けたため、同年同月上旬に契約した医療保険にもとづき、入院給付金と手術給付金を請求したところ、手術給付金（所定の入院中以外）として2万5千円のみが支払われた。しかし、募集人からクリニックを紹介された際、日帰り手術でも入院扱いになり、給付金が満額支給されるという誤った説明を受けたことから、入院給付金25万円と手術給付金（所定の入院中）12万5千円の支払いを求める。給付金が支払われないのであれば解決金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院給付金の支払事由は、約款に定める入院をしたことであり、手術給付金（所定の入院中）の支払事由は、約款に定める入院中に所定の手術をしたことである。本手術の診療費明細書には入院基本料が算定されていないことから、約款に定める入院がされておらず、これらの支払事由が生じていない。
- (2)設計書には、入院に該当する場合と外来に該当する場合について、わかりやすく説明されており、募集人は、設計書の記載にもとづき、募集時に正しい説明をしている。
- (3)募集人は、申立人に対して、日帰り入院ができるかどうかは病院に聞かないとわからないため、直接病院に尋ねるように説明しており、誤った説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。